研修認定薬剤師　更新ができなかった場合の新規認定申請（2025年1月15日以降）

（下図に記載している日付はいずれも例です。これに照らし合わせてご自身の場合を判断して下さい。）

例１）先の認定期間開始日が新規申請を行った日から遡って４年前よりも**後**の場合、**先の認定開始日から新規申請日までに40単位以上必要**

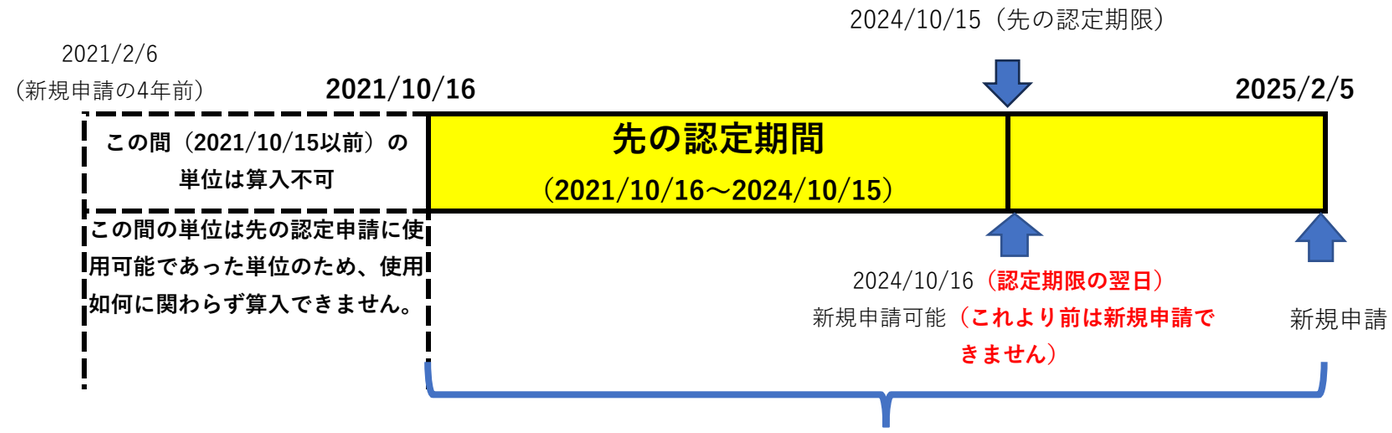

新たな認定開始日は当財団で認定を許可した日になります。認定申請日や先の認定期限の翌日（認定の継続）にはなりません。

例として2025/2/5に新規申請した場合、この期間（黄色期間）で40単位以上が必要
（更新認定で条件となっていた各年5単位以上取得していることの条件はありません）

例２）先の認定期間開始日が新規申請を行った日から遡って４年前よりも**前**の場合、**新規申請日から遡って4年以内に40単位以上必要**

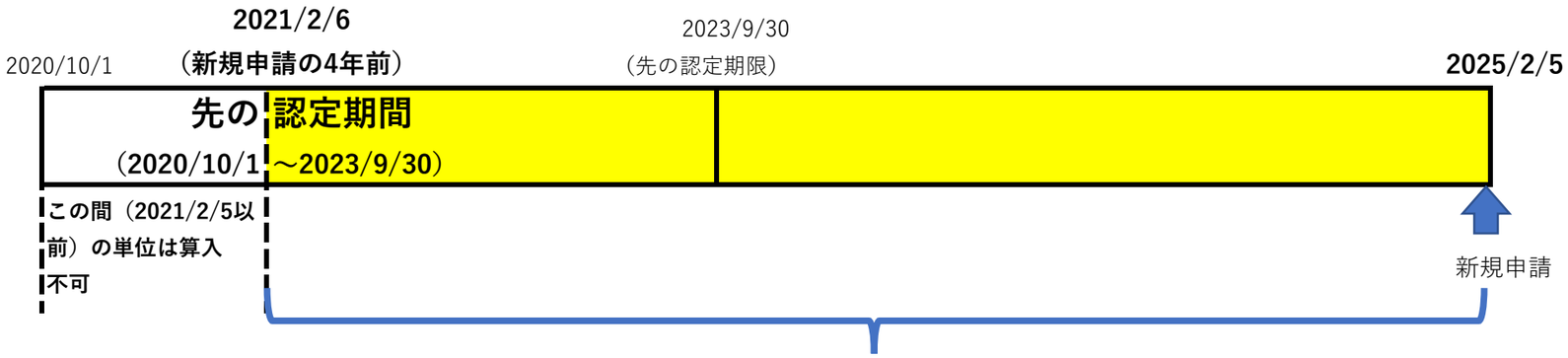

新たな認定開始日は当財団で認定を許可した日になります。認定申請日や先の認定期限の翌日（認定の継続）にはなりません。

例として2025/2/5に新規申請した場合、この期間（黄色期間）で40単位以上が必要
（更新認定で条件となっていた各年5単位以上取得していることの条件はありません）

再新規にあたってはこのほかにも注意があります。必ず「研修認定薬剤師の新規申請手続きについて」（下記URLか右QRコード）のページをご確認下さい。
https://www.jpec.or.jp/nintei/kenshunintei/certificate_apply.html